

「世界の記憶」事業にかかる一般指針（仮訳）

凡例

- ・原文において、大文字で開始している用語は固有名詞と整理し、人名以外は原則として「」でとじている。
- ・原文において、太字、斜体で表現されているものは、訳文でも太字、斜体で表現している。
- ・原文の（ ）は訳文でも（ ）としている。
- ・読みやすさを優先し、必要と考えた場合には意識している。また、明らかに原文にない語句を補って訳出した箇所や、原語を示した場所は、〔 〕で示している。

1. はじめに

1.1 「世界の記憶」(以下、「世界の記憶」)の構想は、1990年に「ユネスコ総合情報計画(GIP)」の実施を担当するコミュニケーション・情報・情報学局が設置されたことに伴って、1990年代初めに徐々に発展してきたものである。1991年のユネスコ総会においては、事務局長フェデリコ・マヨール・サラゴサに、「アーカイブ〔(記録資料)〕に関しては、4つの加盟国における地域の視聴覚技術的な研究を行う機関及び視聴覚アーカイブの開発計画の設置に関する助言的活動、マイクロフィルム化によるアーカイブ遺産の再構成などを通じて、アーカイブ遺産の保護とアクセスを促進する」よう要請した¹。〔当時は〕インターネットの普及はまだ先のことだったが、脆く、危機に瀕している記録物の保存に対する世界的な関心の高まりは、当時起こりつつある現実だった。

1.2 集合的記憶の取り返しのつかない喪失を防ぐため、ユネスコは1992年、記録遺産を保護し、そのアクセスと普及を促進し、その重要性や保存の必要性について人々の関心を向上させることを目的に、「世界の記憶」事業を設立した。「世界の記憶」事業は、近年では2015年の「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」(以下、「2015勧告」)のような多様なユネスコの規範設置文書によって、支えられ、また手引きとされている。

1.3 なお、「世界の記憶」事業の歴史的背景の詳細は、「世界の記憶」ウェブサイトを参照のこと。

2. 構想、使命、及び目的

2.1 「世界の記憶」事業は、世界の記録遺産が全ての人のものであり、全ての人々のために十分に保存、保護され、文化的慣習や実用性に配慮しながら、妨げなく恒久的にアクセスで

¹ 26 C/Resolution 11.31、ユネスコ総会（1991年）

きるようにすべきという**構想**に基づいている。

2.2 その**使命**は、世界の記録遺産への関心を高め、保護を強化し、普遍的かつ恒久的なアクセスを可能にすることにある。

2.3 「世界の記憶」事業には、互いに密接に関連する、3つの主な**目的**がある。すなわち、

(a) 最も適切な技術によって、世界の過去、現在、及び未来の記録遺産の保存を促すこと。これは直接的な実践的支援や、助言や情報の普及の形で、また時宜に応じた適切なプロジェクトとして支援者をつないで行われる研修、方針策定、及び実践の奨励、その他、あらゆる形式のリソースの幅広い活用を発展させる方法で実施されることとなるだろう。

(b) 記録遺産に対する普遍的アクセスを支援すること。これは、記録遺産を所蔵する機関や個人に対し、アナログ／デジタル形式において、適切な形で可能な限り幅広く公平にアクセスを提供することを促すことによって行うものである。アクセスの提供には、刊行物や製品の作成、デジタル化した複製物や目録のウェブサイト上での公開が含まれる。アクセスの提供が所有者や管理者に影響があるのであれば、尊重される。そのような影響とは、例えば、記録資料へのアクセスにかかる法律上の制限が挙げられる。あるいは、先住民コミュニティにおける当該資料の所有権や管理権、またアクセスにかかる監督権などが、文化的機微に関わる場合もある。

(c) 記録遺産の存在や重要性に世界的な関心を向け、またそれによって人々や文化間における、対話や相互理解を醸成すること。これは、「世界の記憶」登録制度やメディア、宣伝／情報刊行物、展示、表彰、教育プログラムや「世界の記憶」ロゴの使用等の展開によって行うものである。保存とアクセスは、アクセスへの要求が保存作業を促進するというように、それ自体が相互に補完しあうだけでなく、関心を高めることにもなる。

2.4 これら3つの主な目的の追求のため、「世界の記憶」事業は、「歴史とは現在と過去との絶え間ない対話である」²こと、言い換えれば一次資料と資料についての継続的な解釈の交流であると認識している。よって、「世界の記憶」事業の関心は一次資料の保存とそのアクセスであり、その解釈や歴史論争の解決ではない。こうしたことは、歴史家や研究者、その他の関連する当事者たちが適切に行うべきものである。

3. 定義

3.1 現行の一般指針において、及び「2015 勧告」によって定義されるところにより、各用語は以下のとおり理解されるものとする。

² E.H.カー『歴史とは何か』1961年、ケンブリッジ大学出版、pp.123-132

3.1.1 **記録物**とは、アナログ又はデジタルによる、情報コンテンツとそれら情報を記録する媒体によって構成されるものである。保存可能であり、通常、移動可能である。内容は記号や符号（文章など）、画像（静止画又は動画）や音声などで構成され、複製や〔媒体〕変換しうるものである。媒体は、審美的、文化的、技術的な質において重要とされる場合もある。内容と媒体の関係性は、その構造上欠くことのできないものとされる場合から、二次的なものとされる場合まで、多岐にわたる。

3.1.2 **記録遺産**はそうしたかけがえのない記録物—あるいは記録物群—で構成され、コミュニティや文化、国、又は人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的〕貧困を招くものをいう。記録遺産の重要性は、時間の経過によってのみ明らかになっていく。世界の記録遺産とは、全ての人々にとっての世界規模の重要性や責任となるものであり、文化的慣習や実用性に配慮しつつ、全ての人々のために十分に保存・保護されるべきものであり、また、全ての人々が妨げなく恒久的にアクセスできる状態を保ち、再利用できるようにしておくべきである。記録遺産は社会的、政治的、集团的、かつ個人的な背景を理解するための手段を提供し、良きガバナンスや持続可能な開発を下支えするものでもある。各加盟国にとって、それぞれの記録遺産はそれぞれの記憶とアイデンティティを反映するものであり、したがって世界的なコミュニティにおける自身の位置づけの決定にも役立つものである。

3.1.3 **記憶機関**とは、記録物館、図書館、博物館その他の教育的、文化的、研究組織であるが、それに限るものではない。

3.2 これらの用語や関連する用語については、詳細なものを「世界の記憶」ウェブサイトに掲載している。

4. 解説及び戦略

4.1 「2015 勧告」は、「世界の記憶」事業のため、(1) 記録遺産の特定、(2) 記録遺産の保存、(3) 記録遺産へのアクセス、(4) 政策措置、(5) 国内的・国際的協力、の5つの戦略を打ち出している。「2015 勧告」は、記録遺産を適切に特定、保存してアクセスを提供し、その存在と重要性への人々の関心の向上が求められるユネスコ加盟国に対し、推奨される様々な行動が設定されている。これらを時間をかけて実践していくためには、加盟国や記憶機関、専門家団体、教育や〔文化〕遺産セクター、共同経営体やスポンサー、ソフトウェア／ハードウェア開発者、市民社会組織（CSO）、後援者や個人にとって、共通の活動が必要となる。「世界の記憶」事業のナショナル・コミッティ、及びリージョナル・コミッティは、タスクが展開される中で役割を果たすことになる。

4.2 5つの戦略をどのように実施していくかの追加的詳細については、ユネスコのウェブサイトにある「2015勧告」への対応状況に関する、加盟国による報告書準備のための質問

書を参照のこと³。

5. 「世界の記憶」事業の構成

5.1 「世界の記憶」事業は3部構成のコミッティによって運営されており、それぞれの領域（国際、地域、国内）は独立して活動しているが、現行の一般指針に記載されているように、それぞれが〔「世界の記憶」事業という〕ひとつのネットワークに属している。

5.1.1 国際諮問委員会（IAC）

5.1.1.1 IAC は「世界の記憶」事業の最高機関であり、「世界の記憶」事業全体の計画や実施についてユネスコに助言する責任を負っている。

5.1.1.2 IAC 規則に規定されるように、IAC は 14 名の様々な国からの専門家によって構成され、記録遺産の保護におけるそれぞれの専門性によって選ばれる。専門家は、地域及びジェンダーの代表性を考慮し、また加盟国における当該分野、及び国際公記録物館会議（ICA）や国際図書館連盟（IFLA）のような主たる国際的専門組織から、様々な学問領域、当該分野における主な学派を代表する形で選ばれる。IAC の構成員は事務局長によって任命され、構成員の名前は、関係する加盟国の国内委員会との協議の上で、記録に残すために事務局長がユネスコ執行委員会に情報記録物として示す。IAC 構成員は、加盟国やその他の所属する団体の代表としてではなく、個人の資格で従事するのであって、政府やその他当局の指示を求めたり、また指示を受けたりすることはない。

5.1.1.3 IAC は、パリのユネスコ本部を拠点とする事務局（以下、「世界の記憶」事務局と言う）の支援を受けている。「世界の記憶」事務局は、「世界の記憶」事業の主たるウェブサイト管理や、IAC とその小委員会、「世界の記憶」のリージョナル／ナショナル・コミッティ、及び「世界の記憶」事業の枠組みの中で設立されたパートナーとの連絡調整等、運営にかかる機能を担う。事務局長又はその代理は、IAC や小委員会の活動に参加するが、投票権はない。

5.1.1.4 必要に応じ、IAC は、その活動の促進に有用と思われる小委員会を設置する。IAC は、小委員会の付託事項を割り当て、ユネスコの事務局長と協議の上で、議長を任命する。議長は、「世界の記憶」事務局の支援を受け、また適切な専門団体との協議の上で、小委員会の構成員を選び、IAC 議長に知らせる。これら小委員会は、IAC の各会合に報告し、必要な場合は、ビューローにも報告する。

5.1.1.5 常時活動している小委員会の運営にかかる詳細は、「世界の記憶」ウェブサイト参照のこと。現在、登録小委員会（Register Sub-Committee、以下「RSC」と言う）、保存小

³ 「デジタル形式を含む記録遺産の保護及びアクセスに関する勧告」への対応状況に関する、加盟国による報告書準備のための質問書：<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000265558>

委員会 (Preservation Sub-Committee、以下「PSC」と言う)、教育・研究小委員会 (Education and Research Sub-Committee、以下「SCEaR」と言う) の3つの小委員会がある。

5.1.2 「世界の記憶」ナショナル・コミッティ

5.1.2.1 「世界の記憶」ナショナル・コミッティは国内レベルで運営される自律的機関である。

5.1.2.2 実施可能な範囲で、全ての加盟国が国内に「世界の記憶」ナショナル・コミッティを設置することが、本プログラムの目標である。各加盟国における「世界の記憶」ナショナル・コミッティは1つ以下とする。「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、個人又は個人の集合、あるいは加盟国のユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会が設置されていない場合は、ユネスコとの連携を担当する政府関連組織が設置することができる。「世界の記憶」ナショナル・コミッティが個人又は個人の集合によって設置された場合は、当該個人又は個人の集合は、委員会が公認組織として活動するため、当該国のユネスコ国内委員会、もしくはユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織に、承認を求めなければならない。ユネスコ国内委員会、もしくはユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織は、ナショナル・コミッティの設置を「世界の記憶」事務局に通知しなければならない。

5.1.2.3 「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、個人の資格、もしくは記憶機関や文化機関の代表として活動する構成員によって構成される。高いレベルで設置・構成されたものであれ、やや非公式な形であれ、コミッティの本質は、当該国における記録遺産の分野全体からの専門家の集まりであるという点にある。

5.1.2.4 「世界の記憶」ナショナル・コミッティは以下の要件を満たしていることが望ましい。

- ・〔ユネスコ〕国内委員会、又は〔ユネスコ〕国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織と、運営上の接点があること。「世界の記憶」リージョナル・コミッティがある場合は、当該委員会との接点があることが推奨される。
- ・構成員は当該加盟国の地理的特性、重要な文化グループ、性差、関連する知識や専門性を反映させること。
- ・構成員にかかる基本事項や任期・引継ぎを含め、構成員の付託事項や規則が書面で示されていること。
- ・役割を遂行する権限があること。これには、予算や支援の配分、主な記憶機関や政府組織と関係していることを含む。
- ・〔ユネスコ〕国内委員会、もしくは〔ユネスコ〕国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織に対し、定期的に報告を行い、関心の向上に努めること（「世界の記憶」事務局、必要場合は「世界の記憶」リージョナル・コミッティにも同報すること）

と)。

5.1.2.5 各国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティの役割は様々で、活動の範囲は異なるが、全ての「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、現行の一般指針の**第2節** (Section 2) に定められているように、「世界の記憶」事業の構想・使命・目的が、それぞれの役割、活動に反映されていることを担保しなければならない。「世界の記憶」国内登録の運営は、考える活動の一つであり、一部の加盟国は実際に登録の仕組みを実施している。

5.1.2.6 **第5.1.2.2項**に準拠して設置された「世界の記憶」ナショナル・コミッティは、「ユネスコの名称、頭字語、ロゴ及びインターネット・ドメイン名の使用に関する指令」に従って、「世界の記憶」の名称とロゴの使用を申請しなければならない。「世界の記憶」のロゴにかかる詳細は、「世界の記憶」ウェブサイト参照のこと（現行の一般指針**第6節**も参照のこと）。

5.1.2.7 「世界の記憶」ナショナル・コミッティの付託事項にかかるテンプレートは、「世界の記憶」ウェブサイトから利用可能である。

5.1.3 「世界の記憶」リージョナル・コミッティ

5.1.3.1 「世界の記憶」リージョナル・コミッティは、地域レベルで運営される自律的機関である。地理的地域やその他文化など共通の関心を共有する各国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティが、自由意思によって集まった協力的体制であり、IAC や各国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティでは対応できない課題を解決するための手段である。

5.1.3.2 「世界の記憶」リージョナル・コミッティの設置を主導するのは、各国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティやIAC、また「世界の記憶」事務局となる。

5.1.3.3 「世界の記憶」リージョナル・コミッティは、以下のことが期待されている。

- ・「世界の記憶」地域登録制度を運営する。
- ・広い地理的地域を通じて、提唱、普及活動を行う。
- ・特定のテーマに関する研修ワークショップ等の協力イベントを実施する。
- ・各国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティの代表を集めて定期的に会合を開催する。
- ・地域内の、「世界の記憶」ナショナル・コミッティがない国々を支援する。
- ・新しい「世界の記憶」ナショナル・コミッティの形成を支援し、助言を行う。
- ・当該地域の構成員と関係者の最新の連絡先を管理する。
- ・ユネスコの出版物ガイドラインに沿った、地域の出版物を作成する。

5.1.3.4 「世界の記憶」リージョナル・コミッティの運営や資金調達に関する取り決めは、地域の「世界の記憶」ナショナル・コミッティによってなされるものとする。

5.1.3.5 「世界の記憶」リージョナル・コミッティは、「世界の記憶」事務局を通じて、2年

に1度、IACに公式報告を提出することが求められる。

6. 「世界の記憶」のロゴ

6.1 「世界の記憶」ロゴは「世界の記憶」のリージョナル及びナショナル・コミッティや、登録された記録物を所有する機関が、ユネスコと関連があることを示せるようにするものである。これは記録遺産の普及や保護にかかる活動の広報や、「世界の記憶」への登録を強調する際に役立つ。ただし、その使用は、「世界の記憶」ウェブサイトに掲載される「ロゴの使用に関する指針」の規定に従うものとする。

6.2 「ロゴの使用に関する指針」は、「ユネスコの名称、頭字語、ロゴ及びインターネット・ドメイン名の使用に関する指令」に準拠している。ユネスコは、ロゴが使用されうる条件と、不正使用や違反行為があった場合の使用中止の条件を定めている。「世界の記憶」ナショナル・コミッティや、登録された記録物を所蔵する機関は、ユネスコ国内委員会もしくはユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、「世界の記憶」事務局に対し申請する。「世界の記憶」の名称やロゴの使用権を得るためには、リージョナル・コミッティは「世界の記憶」事務局に使用許可を申請しなければならない。事務局は、IAC又はビューローの助言に基づき、許可を与えることができる。

6.3 ロゴは、その同心円が様々な形式の記録物、そして記憶の普及、保存を表現していると解釈できる象徴的なデザインとなっている。同心円の切れ目は、失われた／欠けてしまった記憶を表している。

7. 「世界の記憶」活動

7.1 「世界の記憶」事業の目的の遂行は、絶えず進化し続ける様々な活動によって進められる。「2015 勧告」は、将来的な「世界の記憶」事業の方向性や、今後の機会と課題が示されている。「世界の記憶」事業の活動は以下のようなものであるが、これに限られるものではない。

7.2 ワークショップ及びセミナー

7.2.1 「世界の記憶」ワークショップやセミナーは、国内、地域、国際のそれぞれで開催される。「世界の記憶」委員会や「世界の記憶」事務局、また IFLA や ICA のような国際的非政府組織が「世界の記憶」事務局との連携のもとで実施することもある。

7.2.2 「世界の記憶」ワークショップやセミナーには様々な形態があり、実施期間も多様である。例えば、

- ・ 特別イベント：記念日、プロジェクトや出版物の発表、一般への認知度向上など
- ・ 政策や戦略：「2015 勧告」やその他 UNESCO の規範設定文書の実践



unesco

National Committee

- ・能力構築：保存、コレクション管理、アクセスやその他の専門的事柄に関する研修
- ・登録制度への申請準備：初めて申請する者への準備や申請提出にかかる助言

7.3 刊行物

7.3.1 「世界の記憶」ブランドの、あるいは「世界の記憶」関連の出版物は、ユネスコが直接依頼・制作する場合と、民間の出版社と共同で制作する場合がある。また、〔地域や国内等〕個々の世界の記憶コミッティによっても制作される。なお、ユネスコは専門団体による関連のテキストやマニュアルの刊行を支援している。出版物は、印刷物、電子的な出版、あるいはその両方の場合がある。印刷物は、民間の商業ルート、記憶機関やユネスコ事務所などを通じて流通する。電子刊行物はウェブサイト上で閲覧可能な場合が多い。

7.3.2 「世界の記憶」のメイン・ウェブサイトには、全てを網羅しているわけではないが、出版物のリストを掲載している。分野としては以下のようなものがある。

- ・ **専門的マニュアル**：保存、デジタル化、図書管理、専門的な考え方に関する指針や標準
- ・ **登録制度関連**：「世界の記憶」に国際／地域／国内登録された様々な記録物についての図録や関連する電子書籍、ウェブサイトなど。「世界の記憶」に登録された記録物は、通常、それぞれ担当する「世界の記憶」コミッティが管理するウェブサイト上で閲覧できる。
- ・ **学術及び研究**：「世界の記憶」の原則や社会文化的重要性及び教育研究分野における「世界の記憶」の位置づけ等にかかる論文、記事、ニュースレターや書籍。
- ・ **指針**：一般指針や関係する刊行物が、多言語で作成されている。
- ・ **その他一般**：納本制度にかかる法令から、失われた記憶などに関することまで、様々なトピックの書籍、小冊子、及びウェブ刊行物。

7.4 ユネスコによる国際デー

7.4.1 国連総会は、人類の生活や歴史の重要な局面を記念した様々な「国際デー」を定めている。ユネスコ等の専門機関もまた、そのような国際デーを宣言することができる。この場合、宣言する国際デーはその期間の運営組織や内部規則によるもののみとなる。

7.4.2 ユネスコはしたがって、ユネスコの統治機関やその他の関連団体による国際デー⁴に加え、国連が定めるユネスコの所掌範囲の国際デーを祝っている。「世界の記憶」事業で活動する全ての組織や個人は、これら国際デーに関連する活動に参加することが推奨される。

7.4.3 これら国際デーの多くは、記録遺産に関連しており、したがって「世界の記憶」にも関連する。このような国際デーを示したリストは「世界の記憶」ウェブサイトを参照のこと。

⁴ <http://en.unesco.org/celebrations/international-days> を参照のこと。

7.5 賞及び表彰

7.5.1 様々な形で、「世界の記憶」への記録遺産の登録にかかる認定書や、セミナーや研修イベントへの出席にかかる認定書などを含め、「世界の記憶」事業では顕彰やその他の表彰を行っている。

7.5.2 「ユネスコ直指『世界の記憶』賞」は、大韓民国が清州市議会を通じて資金拠出を行っている賞で、最古の金属活字本出版として同国の『仏祖直指心体要節』が「世界の記憶」国際登録に登録されたことを記念したものである。2年に一度、記録遺産の保存やアクセス提供に顕著な貢献をした個人、機関、その他の団体に対して、ユネスコ事務局長により賞金が贈られる。

7.6 規範設定文書

7.6.1 ユネスコは規範設定文書を採択している。それらの記録物は、条約、勧告、宣言の三種類に分類される。各記録物の解説は、ユネスコのウェブサイトを参照のこと。

7.6.2 「2015 勧告」はこのような記録物の一例で、記憶遺産の保存とアクセスの提供に関する国際的なベスト・プラクティスを設定し、加盟国に対して、これに関わる幅広い行動をとることを促すものである。「2015 勧告」の付表には、「世界の記憶」事業の目的に関連する多くの規範設定文書をリスト化して掲載している。

7.6.3 ユネスコ規範設定文書は、記録機関における方針や実践の基本とし得る国際的なベンチマークを、権威ある形で引用することができるため、記憶機関がそれぞれの方針や規則を策定する際に特に役立つものである。

7.7 その他の記録物

7.7.1 他にも、上記のユネスコの分類には該当しないが、重要かつ参考として役立つ記録物がある。

7.7.2 いくつかは、「2015勧告」の付表にも掲載されている。以下は特に重要な記録物である。

- ・ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（最新の改正は1979年）
- ・ 図書館及び知的自由に関する国際図書館連盟（IFLA）声明（1999年）
- ・ 国際公記録物館会議（ICA）によって承認され、第36回ユネスコ総会（2011年）で支持された世界アーカイブズ宣言（2010年）。同宣言は、アーカイブズの原則にかかる簡潔な声明である。
- ・ バンクーバー宣言（2012）：デジタル時代における世界の記憶（デジタル化及び保存）。この声明は、専門家による国際会議の成果であり、原則と実務のための参考となるものである。

7.8 研究及び教育

7.8.1 「世界の記憶」事業は、歴史研究における原資料として記録遺産を使う研究や奨学金を奨励し、研究の出発点として「世界の記憶」に登録された記録物を使用することを取り入れている。学校や大学のカリキュラムに「世界の記憶」の問題を盛り込んでおり、それらを記憶機関に結びつけることで、記録遺産の保存に対する意識を高め、過去の経験が現在に語りかけることに役立てようとしている。

7.8.2 IAC 教育・研究小委員会はこの戦略を監督し、啓発、研究、出版の支援として、知識センターとともに、教育機関や記憶機関のネットワークを構築している。このようにして、「世界の記憶」の登録簿と出版物は、研究と発見の旅の出発点と見なされている。

7.9 展示やイベント

7.9.1 展示は、ひとつづきのポスターから記憶機関での大規模なキュレーションやマルチメディア体験まで、様々な形態がある。ウェブサイトや「バーチャル」なギャラリーや博物館で行われるオンライン展示は、このコンセプトのバリエーションの一つである。一般的に、展示は「世界の記憶」登録簿に記載されている記録物を中心に行われる。意義深い記録物を展示することで、「本物」を見たいという一般の人々の自然な好奇心を満たすことができる。展示は多くの場合、「世界の記憶」コミッティが、予算、スペース、展示施設を提供する組織の主催者と提携して実施されている。

7.9.2 講演会や映画上映などの公共イベントは、時に展覧会と連動して開催されることもあれば、さらには、ユネスコが〔登録記録物の〕管理機関に登録証明書を授与する式典のような形をとることもある。実際のところ、記録遺産や「世界の記憶」事業の目的への認識を高め、一般の人々の関心を引くためにできることは、限りなくあるものである。

7.10 「世界の記憶」国際登録、地域登録、国内登録

7.10.1 「世界の記憶」プログラムは、加盟国が広く記録遺産を保存することを支援するため、設立された。記録遺産の保存の必要性への関心を引く手助けとして、3種類の登録制度がある。「世界の記憶」国際登録は1995年に設立され、1997年に最初の登録が行われている。国際登録への申請は2年に1度のサイクルで募集され、決定される。時が経つにつれ、「世界の記憶」リージョナル・コミッティやナショナル・コミッティがそれぞれの登録制度を設置し、その数は順調に増えている。登録制度は記録遺産のショーケースであり、その、明示的な重要性と象徴性によって、政策決定者や市民に、〔記録遺産に対する様々な〕必要性へのより大きな注意を喚起するものである。登録された記録物は、等しく重要な〔多くの〕記録物のごく一部を代表するものに過ぎないが、記録遺産の保存という一般化された理想を、具体的なものにしてくれる。

7.10.2 国際・地域・国内登録における選考基準は、「世界の記憶」国際登録が定める基準に基づくが、それぞれにおける言葉の使い方は地域や国の特殊性を反映して多様なものになる。登録制度はまた、それぞれの地域的な範囲や、登録された記録遺産の影響が国際的、

地域的、又は国内的な重要性を持っているかどうか、また記録物やコレクションが人々やコミュニティに対して持つ価値や意義を意味する言葉などによって、異なるものとなる。国内又は地域登録制度が新しく設けられると、その選考基準や申請のプロセスは、まず関連するユネスコ地域事務所、国内委員会、また国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織によって承認されなければならない。

7.10.3 全ての「世界の記憶」登録制度は自律的に運営され、それぞれのタイムフレームにおいて実施される。全ての登録〔された記録物〕はユネスコにとって等しく重要なものである。世界の記録遺産は非常に膨大且つ複雑なものであり、単一の登録制度では扱いきれず、機能しない。〔国際、地域、国内の〕3つの登録制度というアプローチは、単一の国際登録だけでは不可能であろう方法において、地域や国の専門性を、申請された記録物の評価に適用できるようにするものである。申請された記録やコレクションが登録にあたっての選考基準を満たせば、複数の登録が同時に実現することもあるだろう。国内登録の独立性に鑑みれば、そのような国内登録において登録され得る記録物の選考においては、国内、地域、あるいは国際レベルの登録に値するものと考えられる記録遺産の非公式な暫定リストを設けることもできる。なお、そのようなリストをもし作成するのであれば、リストは関係する加盟国によって管理される。

7.10.4 それぞれの登録制度では、選考を通った記録物には登録されたことを示す正式な認定書が送られる。公式な認定書の授与は、認定書を受け取った機関及びユネスコ双方の利益となるような、注目を集められるメディアイベントとなり得るものである。公的認定書は手渡し又はメールのいずれかによって授与されるが、メールによる授与は、登録された記録物とその登録の瞬間という両方の広報の機会を失うことになる。

7.10.5 登録された記録遺産の所有者及び管理者は、登録を発表し、登録された記録物への関心を集めることが推奨される。多くの記憶機関は選ばれた記録物を人々の目に触れるようにしている。いつでもアクセスできるよう、記録物をデジタル化したり、ウェブサイトやソーシャルメディアを使って認知度の向上に努めたり、商品として複製品を販売したり、コミュニティや国、地域にとっての重要性をより詳しく説明するために、歴史や解説が書かれた書籍を出版する等のことが実施されている。

7.10.6 加えて、登録された記録遺産の所有者及び管理者、また「世界の記憶」事業に関する活動の開催者は、「ユネスコの名称、頭字語、ロゴ及びインターネット・ドメイン名の使用に関する指令」に従って、独自にカスタマイズした、また地域的な特色を加えた、ユネスコや「世界の記憶」ロゴを使用することが認められており、申請することが推奨される。

7.10.7 以下の節は、「世界の記憶」事務局によって運営される、「世界の記憶」国際登録の詳細な解説である。地域登録及び国内登録は、同様の方法で運営されるが、それぞれに違いがあるため、読者は、登録の運営にかかる詳細な情報につき、それぞれの「世界の記憶」コミ

ッティによるウェブサイトを参照のこと。

8. 「世界の記憶」国際登録

8.1 はじめに

8.1.1 「世界の記憶」国際登録は、**第 2.3 節**に示される、「世界の記憶」事業の 3 つの主な目的の達成を可能にする一つ的手段である。したがって、「世界の記憶」国際登録の運営における「世界の記憶」事業の関心事は、一次資料の保存と資料へのアクセスの確保にあり、その解釈や歴史の論争の解決方法にはない。

8.1.2 コミュニティや文化、国、また人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的〕貧困を招く全ての記録物を保存し、アクセスを提供する必要性への認識において、「世界の記憶」国際登録制度は「2015 勧告」を補強するものである。

8.1.3 よって、「世界の記憶」国際登録の重要性は、「世界の記憶」事業において最も広く知られた部分であること、また、市民、記憶機関、政府、非政府組織、及びその他の関係者の間で、記録遺産を全体として保護、普及し、アクセスの提供と利用するための支援的な政策的環境を創出する必要性に対する認識を高める手段として機能していることにある。

8.1.4 「世界の記憶」国際登録への登録をめざすにあたっては、「世界の記憶」ウェブサイトから入手可能な指定の申請フォームにより、「世界の記憶」事務局に対して正式に提出しなければならない。提出に続いて実施される審査は、以下の**第 8.3 節**に設定された選考基準に従って行われる。

8.2 審査に付されない申請〔受領可能性審査〕

8.2.1 申請にあたっては、一定の制限や、除外の対象となる記録物がある。これについては、「世界の記憶」ウェブサイトから入手可能な一般指針に対する**公募要領**に詳細がある。

8.2.2 要約すると、以下のような記録物は、IAC 登録小委員会が申請案件として審査に付さないと見なす場合がある。

- ・ *現代の政治的指導者や政党に関する記録物*: 通常は、これらの記録物はそれぞれの「世界の記憶」ナショナル/リージョナル・コミッティの決定に沿って、国内登録や地域登録がふさわしいと思われるものであるが、公平性及び客観性の必要性—そしてそう見なされる必要性—から、全ての「世界の記憶」委員会が運用する現在の政治的状況にそぐわないものである。「世界の記憶」登録は政治的な党派心にかかる、いかなる非難も避けるべきである。
- ・ *国の憲法や類似の記録物*: これらは「世界の記憶」国内登録にふさわしい候補案件とし得るものであるが、当該案件の影響が通常は国内に限定されるものであるため、通常は「世

界の記憶」国際・地域登録としては適切ではないと思われる。ただし、例えば他の国の憲法のモデルや、普遍的に享受された原則となったものの先駆的な存在であるなど、幅広い地理的影響が明白であるものは例外となる場合がある。

- ・ **機関が所蔵する全ての記録の申請**：コレクションの申請にあたっては、資料群やコレクション、また資料群の集合は歓迎するが、ある機関が所蔵する全ての所蔵資料を申請しても、認められない可能性が高い。ただし、機関内で保管される記録の内容が全体として合致しており、重要性や統一性、一貫性がある場合であれば、その限りではない。
- ・ 激しく損傷した記録で、当該記録の内容や特性が損なわれ、修復の余地がないもの。
- ・ 国連憲章及びユネスコ憲章の目的や原則に反する問題や考え方を助長する記録、人権の否定やヘイトスピーチ、人種差別、偏見を助長するような記録

8.3 登録にあたっての選考基準

8.3.1 一貫した基準を用いることで、正確な分析が可能となり、それぞれの記録物やコレクションの独自の特性や意義を明らかにすることができる。評価の際には全ての基準が考慮されるが、その全てが当該記録物やコレクションに関連するものとは限らず、1つだけ、又は複数の基準が適用されたり、基準が相互に関連している場合がある。ある記録物の重要性を正当化するために全ての基準に適用させる証拠をそろえる必要もない。実際、ある記録物が、一義的基準における一点においてのみ非常に重要であり、それが比較基準を考慮することで明確になる場合もある。基準は、記録物やコレクションがどのように、そしてなぜ重要なのかを説明するためのものである。これらの基準は、対象となる記録物やコレクションの種別によって、異なる意義を持つものである。

以下の基準が、評価の過程で全ての申請に対し適用される。

8.3.2 **評価は比較評価、及び相対評価である。** 文化的重要性の絶対的な尺度はない。登録にあたっての選考は、選考基準や本「一般指針」の全体的な趣旨に照らし、また過去に登録された記録物、却下された記録物との関連において、当該記録遺産自体の真価を評価した結果、決定される。

8.3.3 **真正性と完全性。** この基準は、当該記録遺産が見た目どおりであるかどうかを見るものである。「真正性」とは、本物であり、それそのものであり、偽物でないこと示す質であり、そのオリジナルの状態を損なっていないことである。その記録そのものであることや出所は信頼できる形ではっきりしているか？複製や模造、偽造や偽記録物、偽の情報が、全くの善意で、本物と見なされていることもある。また、一件の記録物としての「完全性」とは、全体的でありかつ完全であるという質を指す。記録遺産の一部が別の場所に保管されていて申請から漏れていることはないか？全てが同じ年代のもので、失われた部分新しく複製物で置き換えられていないか？当該記録物はオリジナルか？もしオリジナルでないなら、

最も古い写本として知られるものか？当該記録遺産の何パーセント程度がオリジナルの状況のまま残存しているか？

8.3.4 これは、対象となる記録物の性質によっては複雑な問題となりうる。視聴覚媒体や電子ファイル、及び中世の写本など、記録物によっては、年代や完全性、保存状態が同様であったり異なったりする中で、様々な異本・バージョンが存在する場合がある。

8.3.5 世界的重要性：一義的基準

8.3.5.1 IAC は、記録遺産が以下の3つの基準のうち一つ以上に合致した場合、世界的重要性を持ち合わせた記録遺産であると考え。申請者はこれらの基準のうち一つ以上に該当する旨、説明すること。一件の申請に対して必ずしも全ての基準を適用させる必要はない。関連するもののみを選択すること。

8.3.5.1.1 **歴史的重要性**。当該記録遺産は、世界史に関連して何を伝えるものか。例えば、以下に関するものか。

- ・政治的あるいは経済的発展、又は社会的あるいは精神的活動
- ・世界史における著名な人物
- ・世界を変えた重要な出来事
- ・時代、出来事、人に関連する特定の場所
- ・唯一の現象
- ・特筆すべき伝統的慣習
- ・国家間、コミュニティ間に展開した関係性
- ・生活様式や文化様式の変化
- ・歴史における転換点、あるいは極めて重要な発明
- ・芸術、文学、科学、技術、スポーツ、その他生活や文化に関する卓越した事例

8.3.5.1.2 **形式やスタイルにおける重要性**。重要性は時に当該記録遺産の物理的特徴に由来する。例えば、ある記録物が手書きの原稿やタイプ打ちの紙媒体の記録という点では特別なものではなくとも、注目に値するような様式や人物とのかかわりを持っている場合がある。別の形式の記録遺産で言うと、〔当時においては〕革新的な質、芸術性の高さ、又は注目すべき特質が示されている場合がある。例えば、以下のようなものである。

- ・当該記録遺産が、同種のタイプのものでは特に優れた例である
- ・審美的、あるいは職人技術において顕著な質を持ちあわせている
- ・新規の、また通常みられない媒体である
- ・現在では使用されなくなったり別の媒体に取って代わられたりした記録物の形式の例である

8.3.5.1.3 **社会的、コミュニティ的、あるいは精神的重要性**。特定の現存するコミュニティに根差す記録遺産が明らかな重要性を持っている場合がある。例えば、あるコミュニティが、

彼らが愛してやまない（又は憎んでいる）指導者の遺産や、特定の団体との特定の出来事、事実、場所に関する記録証言と強く結びついている場合や、精神的指導者や聖人と関連のある記録遺産を崇拜している場合などである。〔その場合、〕どのような事柄が表現されている記録であるかの情報を提供すること。

8.3.6 世界的重要性：相対的基準

8.3.6.1 IAC は記録遺産そのものが持つ特性について、更なる情報を必要とする。

8.3.6.1.1 **唯一性、あるいは希少性**：記録物又はコレクションは、独自のもの（その種のもので作成された唯一のもの）あるいは希少なもの（多数製作された中の現存する数少ないもの）か？この質は一定の詳細さが必要となるだろう。コレクションや原稿、その他の記録物は、独自のものであったとしても必ずしも希少であるとは限らない。他にも同一ではないが似たようなコレクションや記録物があるかもしれない。

8.3.6.1.2 **状態**：記録物の状態は、それ自身が重要性を証明するものではない場合があるが、登録の適正には関わる。劣化が相当程度進んでいる記録物は、その内容や特性が、修復できない状態まで損なわれている場合、登録にはふさわしくない場合がある。逆に、記録物の状態はよくても、保存環境が悪かったり安全性の低い状態で管理されていたりすると、リスクがある場合がある。当該記録物やコレクションの性質によっては、申請書に現在のリスクにかかる認識や修復の必要性の詳細を十分に記載する必要がある。登録された場合は、現在の状況や保管にあたっての安全性をモニタリング*する基準が示されることとなる（*訳注：記録物のモニタリングについては、本「一般指針」第8.8節を参照のこと）。

8.3.7 重要性の説明

8.3.7.1 申請者は、申請書に重要性の記述を含めなければならない。これは一義的及び相対的基準、及び真正性と完全性の分析の下に要点を概略するものである。

8.3.7.2 以下のことを説明すること。

- ・なぜこの記録遺産が世界の記憶にとって重要であり、その損失が人類の遺産としての貧困を招くことになるのか。
- ・国家や地域の境界を越えた生活や文化に対し、一正であれ負であれ一どのような影響を与えているか／与えたか。

8.4 申請書の提出の形式

8.4.1 記録遺産は公立機関の所有であっても、民間の所有であってもよい。

8.4.2 「世界の記憶」ウェブサイトに掲載されている申請書に提示されている指示は、本「一般指針」の一部を構成するものである。

8.4.3 実務上の理由から、申請は、2年に一度のサイクルにおいて、1か国あたり2件まで

に制限する。2件以上の申請があった際は、関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッテ
ィ又はユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当す
る政府関連組織に対して、2件に絞ることと、当該2件に選択した理由を求めることとなる。

8.4.4 コレクションや〔記録の〕集合体が所有者／管理者の間で分かれているために、異な
る加盟国間で2名又はそれ以上の申請者による共同申請を行う場合は、そのような申請案
件の数や申請に加わる共同申請者の数に制限はない。申請者が所有者／管理者でない場合、
所有者／管理者が申請について同意している必要がある。所有者／管理者が同意を保留し
ている場合は、申請者はその理由を説明しなければならない。

8.4.5 申請できる記録遺産の種類については、具体的な制限がある場合がある。本件につい
ては、**第8.2節**に詳細がある。

8.4.6 申請された図書あるいはアーカイブ・コレクション、及び記録群は、明確な開始日と
終了日のある、完結したものでなければならない。それらがあいまいに記載されていたり、
完結していない申請案件は受け付けない。〔受付可能なものの〕典型的な事例としては、記
録物箱や保管場所に関する番号、定まった分量、内容に関するデータベースによって特定さ
れる記録群又は目録化されたコレクションである。目録や登録された内容の記述が多すぎ
る場合は、サンプルとなる目録の項目、受入・登録番号又はその他の詳細を附録として付し
たものを提出すること。

8.4.7 記録遺産が、複数の複製物〔写本〕や類似の異本〔バージョン〕の形で存在する場合
—例えば図書や映画作品など—は、特定の複製物〔写本〕等を選んで申請するのではなく、
「作品〔work〕」として申請すること。ただし、申請にあたっては少なくとも1点の複製物
〔(写本)〕を特定すること。特定の状況においては、当該複製物を既存の登録に追加する形
で申請を行う場合もあり得る。本件の詳細は**第8.7節**を参照のこと。

8.4.8 **簡潔であること**。申請書の内容は包括的であるべきだが、必要以上に長くすべきでは
ない。申請書類は量ではなく、質において評価される。長さについての決まりはないが、通
常は長くともA4サイズ15ページ程度で十分である。

8.4.9 必要な場合は、**写真、リスト、画像若しくは電子ファイル**などを、附録として付けて
もよい。これらは、RSCやIACの評価において非常に役立つものである。「世界の記憶」事務
局が申請書を受付けると、〔申請者は〕ユネスコに対して、それら画像を含む当該申請書を
加盟国向けのオンライン・プラットフォーム（詳細は**第8.5.3.2.1項**を参照）及び「世界の記
憶」ウェブサイトの両方で公開する許可を与えたものと見なされる。また、他に申告されて
いない限りは、申請された記録物が「世界の記憶」登録に至った場合、申請書の受付によっ
て、広報目的で画像及びグラフを刊行したり使用したりする権利をユネスコに対して付与
したともみなされる。実務上の理由から、電子ファイルは適度なサイズにしておくことが望

ましい。

8.4.10 **客観性**。全ての申請は、その長所を生かして申請される。申請は、事実に基づき、公平かつ客観的な言葉で記載すること。大げさな主張や証明できない主張、若しくは誰かの名誉を傷つけるような表現、政治的宣伝又は極論的な言葉遣いは非生産的であり、評価を困難にする。他の歴史的出来事との類似性を示すなど、解釈を加えるようなことも、有益ではない。このような申請は、登録却下となるか修正のため申請者に差し戻されることがある。

8.4.11 **アクセス容易性**。申請者は、〔保管されている〕現地でもインターネット上でも、現実的に可能な形で、記録遺産を一般にアクセスしやすくすることが推奨される。これは登録にあたっての前提条件ではないが、アクセスの提供は「世界の記憶」事業の目的であり、評価の過程において明らかに役立つものである。

8.4.12 **法的な事柄**。申請書の加盟国向けのオンライン・プラットフォームや「世界の記憶」ウェブサイトへの投稿又は記録遺産への登録は、「世界の記憶」事務局に対しいかなる法的義務又は財務的義務を負わせるものではない。所有権、管理権又は資料の使用についても、正式には何ら影響を与えない。また、所有者、管理者又は政府に対し、いかなる制限や責任をも課すものではない。同様に、ユネスコに対しても、資料の保存、管理、アクセスの提供に必要なリソースを提供する責任を課すものではない。しかしながら、申請は、登録された記録遺産の所有者／管理者が、その保存やアクセスの提供を実行する責任があることを意味している。

8.5 申請プロセス

8.5.1 提出

8.5.1.1 2年に一度、〔ユネスコ〕執行委員会が申請サイクルの日程を決定した後、「世界の記憶」事務局は「世界の記憶」ウェブサイト上において、申請の募集の呼びかけを行う。募集の呼びかけにあたっては、呼びかけから少なくとも4ヶ月後となる申請の提出期限と同様に、申請が満たすべき選考基準を示すものとする。

8.5.1.2 上記**第8.4.4項**に定義される共同申請を含め、申請は、加盟国によってのみ為され、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティなどのユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、電子的に、及び郵送の形で、「世界の記憶」事務局宛てに提出する。

8.5.1.3 上記**第8.5.1.2項**の定めはあるが、所有者又は管理者の書面による同意をもって、いずれの個人や組織であっても、申請に関連する加盟国のユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、申請を提出できる。

8.5.1.4 以下の国際機関は、「世界の記憶」事務局を通じて申請を提出できる。

- ・国連及び国連システムの中のその他の組織で、ユネスコと相互代理契約を結んでいる機関。
- ・ユネスコとは相互代理契約を結んでいないが、国連システムの中の機関
- ・政府間組織
- ・ユネスコの非政府組織とのパートナーシップにかかる指令に沿って、ユネスコと公式のパートナーシップを結んでいる国際的非政府組織

8.5.1.5 申請が1つ又は複数の加盟国に関連する場合は、関係する加盟国は、国際組織が提出した申請を承認すべきである。そのような国際組織は、関係する加盟国のユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、承認を申請することができる。

8.5.1.6 申請は、「世界の記憶」ウェブサイトにある指定された申請様式に基づいて行わなければならない。

8.5.2 「世界の記憶」事務局による申請の登録

8.5.2.1 「世界の記憶」事務局は、各申請を記録し、申請者に対し受付したことを通知し、申請〔の内容〕が整っているかを確認する。申請が完全でなければ、「世界の記憶」事務局は不足している情報を申請者に対して速やかに要求する。申請書が整わない限り、当該申請に対してはそれ以上の対応は行われぬ。

8.5.2.2 申請書が整えば、「世界の記憶」事務局は申請者に知らせると同時に、当該国のユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織にも同報する。申請された記録物が、関係する加盟国に言及したり記録の作成者である場合は、「世界の記憶」事務局より、当該国のユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織、あるいは当該加盟国の「世界の記憶」ナショナル・コミッティに対して通知する。「世界の記憶」事務局は、存在する場合は関連する「世界の記憶」リージョナル・コミッティにも通知する場合がある。

8.5.2.3 「世界の記憶」事務局は申請書を加盟国向けのオンライン・プラットフォームにアップロードする。

8.5.2.4 その上で、「世界の記憶」事務局は、選考にかけるため、申請を登録小委員会 (RSC) に送付する。

8.5.3 登録小委員会 (RSC) による申請の受領可能性と選考

8.5.3.1 受領可能性

8.5.3.1.1 〔選考〕プロセスの一環として、RSCは、**第8.2.2項**に規定される受付が認められない記録物のリストを考慮しつつ、当該申請が受領可能かを決定する。

8.5.2.1.2 特定の申請が受付不可についてのRSCの決定がなされると、「世界の記憶」事務局を通じて申請者に連絡される。

8.5.3.2 情報の伝達

8.5.3.2.1 RSCが、申請について選考のため受付可能と明示すれば、「世界の記憶」事務局は全ての国際登録への申請にかかる記録物記録を掲載する「世界の記憶」プラットフォームを設置し、〔申請書を〕アップロードする。「世界の記憶」事務局は加盟国に対し、アップロードについて通知する。プラットフォームへのアクセスは、ユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織、「世界の記憶」リージョナル・コミッティ及び「世界の記憶」ナショナル・コミッティが可能とする。加盟国は、当該プラットフォームに新しく情報が追加されるたびに、電子メールによって、自動的に通知を受ける。加盟国は、以下の**第8.5.3.3.2項**に明記されるように、いずれの個人や団体からによるものであれ、コメントや異議の提出を促進する目的において、民間の記録遺産関係者や関連する国の関係者に対して、当該プラットフォームに掲載される申請ファイルへのアクセス権を与えることができる。

8.5.3.3 コメントあるいは異議の提出

8.5.3.3.1 全ての申請が加盟国向けのプラットフォームにアップロードされると、アップロードから60日以内の期間（加盟国の要請によって最大90日間まで延長可能）、加盟国は、「世界の記憶」事務局によって指定されたフォーム（「世界の記憶」事務局ウェブサイトから入手可能）を使用し、コメントや追加情報、異議申し立てを提出することができる。「世界の記憶」事務局はフォームの受け取りを確認し、申請者とRSC、IACに転送する。

8.5.3.3.2 **第8.5.3.2.1項**に言及される民間の記録遺産関係者や関連する国の関係者に対する、オンライン・プラットフォームに掲載される申請ファイルへのアクセス権に関しては、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通して、いかなる個人あるいは団体でも、加盟国を通じて現行の申請に対するコメント、支持、あるいはその他の関連する解釈にかかる情報が提出される期間、規定された窓口も示される。例えば、〔コメント等の〕送付者は、申請案件に対して補助的な情報の提供を希望したり、記録物の内容や受領可能性／選考基準に合致しているかどうかにおいて申請に異議申し立てができる。しかしながら、これらの領域を超えたコメントは、RSCは考慮しない。

8.5.3.3.3 加盟国が申請に対して異議申し立てを行う際の申請プロセスは、**8.6節「問題物件にかかるプロセス」**に記載している。

8.5.3.4 評価

8.5.3.4.1 RSCは、各申請につき、申請者によって提案された専門家やRSCが独自に選んだ他の専門家との協議を含め、綿密な評価を行う義務がある。RSCは必要と思われる適切な情

報源はどのような者からであってもコメントや評価を求め、既存の「世界の記憶」国際登録記録遺産を含め、類似の記録遺産と全ての申請を比較する。

8.5.3.4.2 評価プロセスは透明性を担保する一方で、秘密保持を必要とするプライバシーの懸念やIACの倫理規定に抵触するものについては配慮を行う。RSCはその客観性に影響を与えないように、申請者とは独立した立場で運営される。〔したがって〕申請者との連絡は全て「世界の記憶」事務局を通じて行われる。

8.5.3.4.3 異議申し立てを受けていない申請は、RSCによる評価を進め、「世界の記憶」事務局は申請者から追加的情報を要求する場合もある。申請者は、**第8.3節**に設定された選考基準に準拠するよう、申請の修正や更新ができる。

8.5.3.4.4 RSCの評価と勧告は、グループ全体としての合議制による議論と結論の成果であり、議論や結論にかかる個々のRSCメンバーの意見は特定されない。

8.5.3.4.5 RSCがIACに対し勧告を行うと、「世界の記憶」事務局は勧告の主旨について書面において申請者に通知し、関係する加盟国のユネスコ代表部、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合はユネスコとの連携を担当する政府関連組織、「世界の記憶」リージョナル・コミッティと「世界の記憶」ナショナル・コミッティに対して通知する。

8.5.3.4.6 申請者は〔勧告に対する〕回答の機会を与えられる。RSCがその回答について十分に納得できない場合、申請者は追加情報やより強い主張を盛り込んだ修正版の申請書を提出するよう求められることがある。

8.5.3.4.7 申請者の回答に基づき、RSCはIACに勧告を提出する前に、その評価をもう一度検討することがある。

8.5.3.4.8 いかなる申請に対しても、RSCは理由を添えて、以下のいずれかの措置をIACに対して勧告する。

登録：選考基準に合致する。

暫定登録：選考基準を満たしているが、技術的な詳細が一部不完全である。不足している情報の提出日が指定され、正式に提出された場合は自動的に登録される。

照会／再提出：申請された記録遺産は、潜在的に登録基準を満たしている可能性があるが、提供された情報ではこれを完全に立証するには不十分である。申請者は、次の2年に一度の申請サイクルにおける選考に向けて、より詳細な申請書を提出するよう求められる。

登録却下：**第8.3節**に定められた登録の基準を満たしていることを示していない。申請の却下は、必ずしも記録遺産の重要性や申請書自体に対する否定的なコメントではない。

例えば、RSCが、当該記録遺産が「世界の記憶」の地域／国内登録へ申請される方がより適切であると考えることがある。当該記録遺産が、単独の視線ではなく共同申請の一部とするほうがふさわしいと判断することによる場合もある。あるいは、申請者が今回は説得力のある主張ができていないと結論づけることもある。登録却下となっても再提出を妨げるものではない。申請の内容に変更がなければ、最初に提出したものも含めて、最大3回まで提出することができる。

8.5.3.4.9 RSCは、2年に1度開催されるIACの定期会合の少なくとも2ヶ月前に、裏付けとなる説明を添えて、IACに当該勧告を提出する。

8.5.3.5 国際諮問委員会（IAC）による申請の評価

8.5.3.5.1 評価プロセスは透明性を担保する一方で、秘密保持を必要とするプライバシーの懸念やIACの倫理規定に抵触するものについては配慮を行う。IACはその客観性に影響を与えないように、申請者とは独立した立場で運営される。〔したがって〕申請者との連絡は全て「世界の記憶」事務局を通じて行われる。

8.5.3.5.2 RSCの勧告に基づき、IACはそれぞれの申請に対する勧告を作成する。

8.5.3.5.3 IACは理由を添えて、以下のいずれかの措置を勧告する。

登録：第8.3節に設定された選考基準に合致する。

暫定登録：第8.3節に設定された選考基準を満たしているが、技術的な詳細が一部不完全である。不足している情報の提出日が指定され、正式に提出された場合は自動的に登録される。

照会／再提出：記録遺産は、潜在的に**第8.3節**に設定された登録基準を満たしている可能性があるが、提供された情報ではこれを完全に立証するには不十分である。申請者は、次期申請サイクルに向けて、より詳細な申請書を提出するよう求められる。

登録却下：第8.3節に定められた「世界の記憶」国際登録の基準を満たしていることを示していない。申請の却下は、必ずしも記録遺産の重要性や申請自体に対する否定的なコメントではない。例えば、IAC〔*原文はRSCだがIACの誤記と思われる〕が、当該記録遺産が「世界の記憶」の地域／国内登録へ申請される方がより適切であると感じることがある。当該記録遺産が、単独の申請ではなく共同申請の一部とするほうがふさわしいと判断することによることもある。あるいは、申請者が今回は説得力のある主張ができていないと結論づけることもある。登録却下となっても再提出を妨げるものではない。申請の内容に変更がなければ、最初に提出したものも含めて、最大3回まで提出することができる。

8.5.3.5.4 IACは事務局長に対し、ユネスコ執行委員会の議題に含めるよう、勧告する。当該

議題は、執行委員会が、IACによって決定された申請を承認するよう提案するものとなる。申請の詳細は、執行委員会の情報記録物に含められる。

8.5.3.5.5 「世界の記憶」事務局は申請者に対して、結果を伝え、また登録に至った申請についてメディアに通知する。登録された記録遺産は、「世界の記憶」ウェブサイト上に掲載される。

8.5.3.5.6 加盟国が「世界の記憶」事務局に対して申請に関する情報を求めた場合は、当該要請の受付から30暦日以内に回答を行うものとする。

8.6 問題案件にかかるプロセス

8.6.1 特定の申請に関わりのある加盟国が提起した異議申し立てのみ、検討の対象となる。

8.6.2 [申請と関わりのない] その他の加盟国、又は適切な場合におけるその他の関係者による異議申し立ては、**第8.3節**で定められた選考基準又は**第8.2節**で取り上げられる記録物の受領可能性の基準に関係する場合にのみ、検討の対象となる。

8.6.3 「世界の記憶」事務局から申請者に異議申し立ての通知がなされた日から、30日（加盟国の要請により最大90日まで延長）で、申請者は回答する。異議申し立てを行った加盟国は、申請者からの回答を受け取った日から30日以内に、異議申し立てを維持するか撤回するかを示すことができる。この期間が経過しても返答がない場合、その加盟国の異議申し立ては撤回されたものと見なされる。

8.6.4 全ての連絡は「世界の記憶」事務局を通じて行われ、「世界の記憶」事務局は加盟国向けのオンライン・プラットフォームに連絡事項を適時にアップロードし、異議申し立てを行った加盟国や、必要に応じてRSCやIACに転送する。

8.6.5 申請案件に対しては、技術的事項又は非技術的事項において、異議申し立てを行うことができる。異議申し立ての性質によって、その問題を解決するためのプロセスが決定される。

8.6.5.1 技術的事項による異議申し立て

8.6.5.1.1 **第8.2節**に規定されている受付不可となる申請や、**第8.3項**に規定されている登録基準に関連して問題を提起している場合、申請は技術的事項において異議申し立てを受けられる。このような異議申し立ては、**第8.5.3.3.2項**に規定されるように、いかなる個人又は団体でも、加盟国を通じて、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合には、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する関連政府機関を使って、行うことができる。この場合、RSCにはこのような異議申し立ての検討、及び提起された問題点を申請者がどのように解決するかについて、技術的な助言が要請される。

8.6.5.1.2 関係する当事者がRSCの助言に満足すれば、当該申請は異議申し立て物件ではなくなり、通常の選考プロセスに戻って、**第8.5.3.4項**及び**第8.5.3.5項**に規定されるように、正式なRSC/IACによる評価に進む。当事者が助言に満足しない状況となれば、RSCからの最終的な助言勧告を受けてから30日以内に、関係する当事者は**第8.6.5.2項**に示されている手続きを利用することができる。

8.6.5.2 非技術的事項による異議申し立て

8.6.5.2.1 異議申し立ての理由が、**第8.2節**及び**第8.3節**に規定されている受領可能性審査及び登録基準の範囲外である場合、申請は非技術的事項で異議申し立てされる。このような異議申し立ては、上記**第8.5.3.3項**に記載された期間／出来事が起こっている期間中にのみ、加盟国が書面によって正式に表明するものとする。

8.6.5.2.2 IACは、下記の**第8.6.5.2.4項**を考慮して、受け付けられた全ての申請ファイルを公

8.6.5.2.3 申請ファイルが非技術的事項で一国又は複数の加盟国から正式に異議申し立てを受けた場合、RSCによるファイルの専門家評価が行われることがあるが、RSCの評価が異議の解決に役立つと当事者が合意した場合を除き、その結果は公開されることはなく、また何人にも通知されない。また、〔当該物件が申請された募集〕サイクルでの当該物件の選考プロセスが進むかどうかは、当事者によってなされる対話プロセスの結果次第となる。対話プロセスが行われている間、申請ファイルはプラットフォーム上に保存される。平に扱わなければならない。

8.6.5.2.4 異議申し立て物件にかかる当事者が、調停者／ファシリテーターによる対話プロセスに参与する準備があることを示すユネスコ事務局長宛ての書面による要請により、**第8.6.5.2.3項**に規定された評価プロセスに異議を唱えた場合、事務局は直ちにIACに対し、RSCによる評価と全ての当該申請サイクルにおけるその後のステップを保留し、〔その再開は〕対話プロセスの結果によるものとするを指示する。

8.6.5.2.5 事務局長は、上記**第8.6.5.2.4項**に記載された書面による要請を受付けた後、3ヶ月から6ヶ月の間に、当事者との協議を経て、当事者が合意した調停者／ファシリテーターを指名し、その調停者／ファシリテーターは、誠意をもって、国家間の理解と協力の精神に基づき、期間の制限なしに真摯な対話プロセスに参与するものとする。

8.6.5.2.6 この調停者／ファシリテーターによるプロセスにかかる費用は、当事者が負担するか、この目的のために任意で拠出されるものとする。

8.6.5.2.7 事務局は、各申請サイクルの終わりに、進行中の全ての異議申し立てに関する対話の進捗状況を、情報記録物の形で執行委員会に報告する。

8.6.5.2.8 **第8.6.5.2.5項**に規定される対話プロセスが進行している間は、申請ファイルはプラットフォーム上に「保留中の申請案件」という名前で保存され、当事者のみがアクセスで

きる。プラットフォーム上では、ファイルそのものではなく、タイトル及び申請ファイルの状態に関する、事実に基づく短い説明文が公開されるものとする。

8.6.5.2.9 当該申請ファイルは、事務局が当事者から異議申し立てが解決した旨の連絡を受けた後、優先的案件として進行中の申請サイクルに戻る。

8.6.5.2.10 対話の結果については先入観を持って判断がなされることはないが、関係する加盟国は、「平和と、そして自由、民主主義、人権、尊厳の尊重を促進するために、理解と対話を深めるための知識の共有を促進する記録遺産の重要性を強調する」という「2015勧告」の精神に基づき、対話を行うことが期待される。

8.7 既存の登録物件への追加

8.7.1 個々の記録物が複数の複製物〔(写本)〕や異なるバージョンで存在する場合——例えば、印刷された書籍や、異なるバージョンや複数の言語で公開された長編映画など——、申請は、言及される特定の写本等だけではなく、知的実体 (intellectual entity) である「作品 (work)」そのものに関連づけること。同等の完全性と古さを持つさらなる複製物〔(写本)〕が確認された場合、既存の登録に追加する形で申請することができる。

8.7.2 これと同じ考え方は、不完全であることが判明した登録コレクションにも適用される。例えば、コレクションが複数の機関にまたがって保管されており、後にコレクションのさらなる部分が特定された場合などである。さらに、登録されたコレクションが段階的に増加した場合、登録コレクションの特性や属性を変更しない限りにおいて、既存の登録を更新する場合もある。

8.7.3 「世界の記憶」のウェブサイトから利用可能な本一般指針の公募要領 (*Companion*) に詳述されるように、動的なデジタル資料を「世界の記憶」国際登録において登録を維持するには、最初の登録後に更新が必要になる場合がある。

8.7.4 上述の全ての場合において、〔追加にかかる〕プロセスは、所有者／管理者、IACもしくはビューロー、又は「世界の記憶」事務局が開始できる。付随する作業はRSCに割り当てられ、以下の作業が含まれる。

- 既存の申請書を検討し、特定の事例に適した真正性、独自性、完全性、希少性の基準を設置する。
- 提案された原本となる記録物、その所有者／管理者、及び関連する管理計画を特定する。
- 当該原本を既存の登録に追加するための事案を準備する。
- 現在登録されている記録物が引き続き選定基準を満たしているかどうかを検討する。

8.7.5 次いで、「世界の記憶」事務局は関連する所有者/管理者に連絡し、当該複製物〔(写本)〕を登録に追加する同意を得る。

8.7.6〔追加にかかる〕提起は、「世界の記憶」ウェブサイトに掲載されている簡易版の申請書を使用する。以降のプロセスは、2年2年に1度の申請受付に必要な締切日とその他のプロセスが適用され、結果は他の新しい登録リストと同時に発表される。登録の証明書は、所有者/管理者である関係機関に授与される。

8.8 登録のモニタリングと報告

8.8.1 「2015勧告」の規定に沿って、登録された記録物の状態を以下のような体系的な方法でモニタリングする必要がある。

- 加盟国又は組織内における、登録された記録遺産の保存に対する影響の評価を提供する。
- 登録された記録物の状態と、それを維持するために取られている措置の評価を提供する。
- 状態が悪化したり、その他のリスクがある場合に、保存に関する助言を求める枠組みを確立する。
- 「世界の記憶」ネットワーク全体の協力と経験の共有を促進し、「世界の記憶」事業の信頼性を維持する。

8.8.2 登録された記録遺産を保管する全ての団体及び個人は、「世界の記憶」事務局の要請に応じて、6年を超えない範囲で、「世界の記憶」事務局が管理する暦に従って定期的はその状態について報告書を提出しなければならない。報告書は、必要に応じて登録小委員会(RSC)及び保存小委員会(PSC)に付託され、それぞれがフォローアップ措置を勧告する。適時に報告書が提出されなかった場合は、自動的に当該フォローアップ措置が開始され、IACよりユネスコ執行委員会に対し、国際世界の記憶登録簿からの削除が提案される可能性がある。

8.8.3 IACは、必要に応じて、「世界の記憶」事務局が指定した専門家による、施設訪問を含むモニタリング手順の基準及び方法の実施を義務付ける。6年ごとの報告にもかかわらず、登録された遺産が著しく劣化している、あるいは完全性が損なわれているという助言を、第三者を含む何らかの情報源から「世界の記憶」事務局が受け取った場合は、RSC及び／又はPSCが調査を行う。当該助言が立証された場合は、「世界の記憶」事務局は成果として得られた報告書を、適宜、申請者又は管理機関に送付し、意見を求める。RSC及び／又はPSCはコメントを評価し、削除、是正措置又は登録維持について、IACに勧告を行う。IACが削除勧告を支持する場合は、全ての当事者に通知される。

8.9 「世界の記憶」国際登録からの削除

8.9.1 一度登録された記録遺産は、定期的な見直しやその他の手段によって再評価を必要とする状況が発生しない限り、国際「世界の記憶」登録簿に恒久的に維持される。

8.9.2 上述の定期的な見直しプロセスに加えて、新たな情報により登録の再評価が必要となり、登録された基準に照らして不適格であることが証明された場合、「世界の記憶」国際登録からの記録遺産の削除が正当化されることもある。



unesco

National Committee

8.9.3 見直しプロセスは、個人又は団体（IACを含む）が、ユネスコ国内委員会、国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティ等のユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、「世界の記憶」事務局に書面で懸念を表明することによって開始することができ、「世界の記憶」事務局は調査と報告のためにその問題をRSCに委ねる。RSCが懸念を立証したと判断した場合、「世界の記憶」事務局は元々の申請を行った者（不在の場合は他の適切な機関）にコメントを求める。RSCは、収集したデータを評価し、〔登録からの〕削除、〔登録の〕維持、その他の是正措置についてIACに勧告を行う。次いで、IACは、事務局長を通じて執行委員会に、当該記録遺産に関連する削除、維持又はその他の是正措置を勧告することができる。「世界の記憶」事務局は、その結果を全ての当事者に通知し、「世界の記憶」国際登録簿に必要な調整を行う。

(ver. 03_20220331)